

豊橋市監査公表第15号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月27日

豊橋市監査委員	鈴木教仁
同	野口洋
同	梅田早苗
同	本多洋之

令和6年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日年月日
子ども未来部	子育て支援課	68	意見	【利用者の意見等の共有について】 子育て支援ショートステイ事業について、不満や意見の有無を記録し、部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考え。	利用者からの不満や意見の有無について、利用者に電話にて聴取してはいますが、不満や意見がない場合も、実施施設から提出される実績報告書にその結果を記載する運用に、令和7年4月から変更しました。また、実施施設から意見等がある場合は、「特記事項」に記載する運用になっています。 また、意見の有無等については、利用実績を確認し、施設に委託料を支払う支出負担行為の承認・決裁者間(担当者→主査→管理職)で、令和7年4月から確認・共有することとし、改善の必要性について確認できるようにしています。	RS.3.12
	子ども未来館	76	指摘事項	【つどいの広場事業委託料に係る精算額について】 つどいの広場事業委託料精算において、過大請求等を防止するため、領収書等を入手すべきと考える。あるいは、要領等の中に受託業者の決算額の内訳等をいつでも確認できる旨の記載を設けるべきと考える。	豊橋市つどいの広場事業実施要綱を改正し「収支決算の内訳に関する資料その他必要な資料の提出を求められることができる」旨を規定し、令和7年4月1日より施行した。また、委託料精算時には、必要に応じて、領収書等裏付け資料を入手し確認を行うこととした。	RS.1.29
		76	意見	【謝礼の支払い頻度について】 ここにこサークルサポーター及びサークル相談員に対する謝礼の支払いについて、業務負担の軽減や、振込手数料の削減のため、数か月に1度、まとめて支払うなど、支払い回数の削減を検討することも有用であると考え。	ここにこサークル運営要領を改正し、子育てサポーター及びサークル相談員(サークル訪問以外の活動分)の謝礼の支払いは、「3か月毎にまとめて支払いを行う」と規定し、令和7年4月1日より施行した。令和7年度4月より3か月分をまとめて支払いを行うよう事務を改善した。	RS.1.29
	子ども若者支援センター(子ども若者総合相談支援センター)	77	意見	【アンケートの実施について】 ヤングケアラー学生向けフォーラム事業について、アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考え。	令和6年度よりアンケートを実施し、アンケート結果を部署内で共有した。アンケートの内容をもとに、事業実施における改善点について検討を行い、令和7年度はヤングケアラー当事者の講演に併せ、市の相談窓口の案内を入れるなど、参加した学生が、悩んだときにどうしたらよいかをわかりやすく示す内容を盛り込んだ。	RS.3.13
		77	意見	【アンケートについて】 豊橋市家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業について、利用者からの生の声を入手するためにも、直接、利用者アンケートを実施することが望ましいと考える。なお、アンケート項目を簡略化する工夫が必要であると考える。	令和7年度より、受託事業者の行うアンケートとは別に、簡易なアンケートを市職員が実施した。アンケートは課内で共有し、翌年度以降の参考として活用することとした。なお、令和7年度のアンケート内容からは、改善したほうがよい状況は見当たらなかった。	RS.3.13
	教育委員会教育部	保健給食課	86	指摘事項	【モニタリングの実施について】 公益財団法人豊橋市学校給食協会への給食補助等委託業務について、受託したSPC(特別目的会社)と共通する業務に関しては、それと同等程度のモニタリングが必要ではないかと考える。	他の学校給食センターと同様の業務を委託に対して実施しているモニタリング項目を基に、当該業務委託にかかるモニタリングチェックシートを作成し、令和7年9月分の業務より運用を開始した。
88			意見	【モニタリングシートの様式について】 SPCによる業務遂行状況のモニタリングについて、モニタリングシートの共通化が望ましいため、豊橋市側が必要な項目を最終的に決するべきである。	令和7年9月からの北部学校給食センター及び南部学校給食センターにおける長期包括委託事業の開始に伴い、モニタリングシートの書式について市が最終決定し共通化した。項目についても、各受託企業のノウハウに関する部分を除き、項目を共通のものとした。	RS.1.27
90			意見	【モニタリングの実施について】 SPCによる業務遂行状況のモニタリングについて、判断結果及びそこに至った過程を簡潔な記載でも構わないので書類に残すべきである。	令和7年9月から内容を具体的に明示するとともに、チェックする書類も明らかにしたうえで判断結果を記載することで、評価の判断が判るようにした。それでも判断過程が分かりづらくなる場合には、コメント欄に記載して記録を残す運用とした。	RS.1.27

令和5年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
こども未来部	子育て支援課	36	意見	<p>【債権の名寄せ及び調査状況の共有化について】 重複請求の防止や、債権管理の効率化等の観点から、債務者ごとに名寄せを行う他、債務者情報をグループ間で共有するため、ミーティングや声かけ等を行うことが有用であるとする。</p>	<p>令和8年1月末の子育て支援課の債務者（債権管理進捗状況報告書における収入未済者数）は延べ72人で、うち複数の債権がある債務者は2名であり、いずれも令和5年度以前の債務者です。 そのため、改めて名寄せ名簿を作成するよりも、新たに債務者が発生した際には、他の債権の有無をファイルサーバー内にある各債権のエクセルデータや福祉システムで検索・確認するとともに、各債権担当者間で声掛けをして情報共有の方が効率的であるため、令和6年2月以降、担当者間及びグループ間での情報共有を徹底しています。 また、上記2名の債権については、いずれも同一グループが担当であり、納入通知等の収納業務については、以前より一括して効率的に行っています。</p>	R8.3.12
建設部	河川課	45	指摘事項	<p>【現金による徴収について】 公共物使用料は、納付書による金融機関納付を原則としているが、納入期限が切れた滞納整理で使用者方に出向いた場合には、現金による徴収も行っている。 職員個人の小銭を前提とした徴収は、公金と私金の区別があいまいになりかねず、健全ではないため、必要な場合には、つり銭を準備する必要があるとする。</p>	<p>つり銭が生じないよう相手方に徴収金額を事前に連絡し、適正に徴収するよう令和6年4月に関係課職員に周知・徹底した。</p>	R8.3.10
		46	意見	<p>【公共物の使用調査について】 公共物使用料に関連して、使用者による使用申請に基づき徴収するという制度上、無断使用や用途変更等があっても、豊橋市は認識することが難しいと考えられるため、定期的に使用調査を行うか、無断使用等があった場合の課の連絡先について更なる周知を行うことが望ましいとする。</p>	<p>市民が河川、水路の無断使用等を発見した際の相談窓口の連絡先について、令和6年12月13日にホームページ等で周知しました。</p>	R8.3.10

令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
こども 未来部	こども未来館 (豊橋市交通 児童館)	94	意見	イベントの申し込みについて、窓口やはがきの申し込みだけではなく、メールやWEB等での申し込みを選択肢に含めることを検討することが望まれる。	交通児童館ホームページを修正し、事前申し込みが必要な全てのイベントについて、令和5年4月分よりWEB上で手続きができるように変更し、申込者の利便性の向上を図った。	R8.3.17
		94	意見	職員の目が届きにくい2階部分については、ベランダに出入りしないようにさらに注意喚起を促すことが望まれる。	交通児童館のベランダへの出入りを防ぐため、出入り口の窓に、窓は開けないように注意喚起を促す警告文を、令和5年7月より常時掲示し、こどもの事故防止を図った。	R8.3.17
		94	意見	滑り台の着地地点に握りこぶし大の穴が開いており、利用する子どもの安全のためにも、土で埋めるなどの対応が望まれる。	利用する子どもが躓くことがないように令和5年1月に滑り台着地点のマットを交換するとともに、定期的にマットの状態を点検するよう指定管理者に指示し、利用する子どもの安全を確保した。	R8.3.17
		95	指摘事項	備品台帳に誤った金額で計上されているブランコ下マットについて、適切に備品台帳を修正すべきである。	当該物品は消耗品であり、備品に該当しないため、令和4年12月15日に物品の不用決定を行い備品台帳から削除した。	R8.3.17

令和3年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
建設部	住宅課	185	意見	<p>【家賃対策補助金】 申請書記載内容の根拠となる資料については、控えを手元に保管することが望まれる。</p>	<p>令和3年度以前は、家賃減額承認申請書に添付された資料は金額のチェックを終えた時点で認定事業者に返却する運用としていたが、補助金交付決定の根拠として、令和4年度以降は資料の控えを保管する運用とした。</p>	R8. 3. 12

令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
文化・スポーツ部	文化課 （「文化のまち」づくり課） （アイブラザ豊橋）	54	意見	<p>高圧受電設備が老朽化しているため、自主事業中による催事開催中に停電等が発生した場合に損害賠償責任の責任問題が発生する可能性があるため、一定期間休館となる修繕については自主事業と整合性を図った計画的な実施されることが望ましい。</p>	<p>アイブラザ豊橋の高圧受電設備は、設置から48年経過しており、毎年定期的に指定管理者から劣化の著しい箇所の報告を受け、順次、部分的に修繕を行っている。音楽コンサートや落語会など自主事業による利用と調整を図ったうえで、令和12年度に予定しているアイブラザ豊橋の予防保全工事の際に完了できるように計画していく。</p>	R8. 3. 13
		55	意見	<p>小ホールの保守点検報告書では舞台設備等が更新時期となっているが、現在の利用状況を確認する文化的でない行事も多く、舞台設備の必要性の判断材料とするためにも利用目的の把握を行い施設更新の判断するのが望ましい。</p>	<p>アイブラザ豊橋の現在の小ホールは、文化的行事を目的とした利用が主だが、文化以外の目的での利用も貸館として行っている。現在の利用状況から、約7割が文化以外の利用であるため舞台設備等の更新は不要だと判断しているが、今後も適宜利用目的のモニタリングを行い、令和12年度に予定している予防保全工事前に舞台設備の更新を判断する。</p>	R8. 3. 13
教育委員会 教育部	科学教育センター（視聴覚教育センター）	139	意見	<p>平成24年実施の施設評価結果で、「将来再検討する」施設に分類されるが、大規模な修繕計画は作成されていないので、施設保全のための計画を策定するのが望ましい。</p>	<p>令和7年11月に「豊橋市科学教育の拠点施設（仮称）整備基本計画」が策定され、総合動植物公園内への機能移転後に閉館という方向性が示された。</p>	R8. 2. 25